

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5100345号  
(P5100345)

(45) 発行日 平成24年12月19日(2012.12.19)

(24) 登録日 平成24年10月5日(2012.10.5)

(51) Int.Cl.		F I			
<b>G06Q</b>	<b>10/02</b>	<b>(2012.01)</b>	<b>G06F</b>	17/60	146A
<b>G06Q</b>	<b>20/06</b>	<b>(2012.01)</b>	<b>G06F</b>	17/60	410A
<b>G06Q</b>	<b>10/00</b>	<b>(2012.01)</b>	<b>G06F</b>	17/60	506

請求項の数 3 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2007-317492 (P2007-317492)	(73) 特許権者	000211307
(22) 出願日	平成19年12月7日 (2007.12.7)		中国電力株式会社
(65) 公開番号	特開2009-140352 (P2009-140352A)		広島県広島市中区小町4番33号
(43) 公開日	平成21年6月25日 (2009.6.25)	(74) 代理人	100126561
審査請求日	平成22年3月19日 (2010.3.19)		弁理士 原嶋 成時郎
		(72) 発明者	久安 弘容
			広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社内
		審査官	宮下 浩次

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 サービス消費の確認システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

サービスを提供するサービス事業者が利用者が申し込んだサービスを確認するサービス消費の確認システムであって、

前記利用者を認証する際に用いられる認証用データを前もって記憶し、前記利用者が識別情報を用いてサービスを申し込むと、該識別情報が適正であるときに、サービスの申し込みを前記サービス事業者へ転送し、前記利用者が申し込んだサービスの申請データを前記サービス事業者から受け取ると、該申請データを記憶すると共に、該サービスを消費する直前に、該申請データを前記利用者の携帯端末に送信し、かつ、該サービスに関連する代金の支払い期日やクレジット会社から受信したクレジットカードが利用停止になった日付けを含む利用期限を関連情報として記憶する第1の処理手段と、

サービス消費の際に前記携帯端末から申請データを読み取って前記第1の処理手段に送ると共に、前記携帯端末の所有者から認証用データを読み取って前記第1の処理手段に送る第2の処理手段と、を備え、

前記第1の処理手段は、前記第2の処理手段から受け取った申請データと、記憶している申請データとを比較して認証を行い、かつ、前記関連情報を基にして申請データの利用期限の認証を行い、さらに、前記第2の処理手段から受け取った認証用データと、前もって記憶している認証用データとを比較して認証を行い、認証結果を前記第2の処理手段に送り、

前記第2の処理手段は、前記第1の処理手段から受け取った認証結果を基にして、サー

ビスが消費可能かどうかを判断することを特徴とするサービス消費の確認システム。

【請求項 2】

前記利用者を認証する際に用いられる認証用データは、該利用者の生体データであることを特徴とする請求項 1 に記載のサービス消費の確認システム。

【請求項 3】

第 1 の処理手段は、前記サービス事業者から受け取った申請データを二次元コードに変換して記憶すると共に、該二次元コードの申請データを前記利用者の携帯端末に送信することを特徴とする請求項 1 または 2 のいずれか 1 項に記載のサービス消費の確認システム。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、各種のサービスを利用者が使用して消費する場合に利用される、サービス消費の確認システムに関する。

【背景技術】

【0002】

利用者がサービスを使用して消費（以下、「サービス消費」という）をするために、前もってサービスを使用するための申し込みを行って、サービス消費の権限（以下、「消費権限」という）を利用者が取得しておく場合がある。こうした消費権限の取得には、例えばキャッシュカードを用いたチケットの予約がある。後日、利用者が窓口でチケットを購入する際にカード決裁を利用すると、店舗側では利用者が本人であるかどうかを確認する。

20

【0003】

このために例えば、認証サービスを提供する認証装置を用いた確認方法がある（例えば、特許文献 1 参照。）。この場合、携帯電話機を所持した利用者が店舗に行き商品などを購入する場合、利用者は携帯電話機を操作して認証装置に配信要求を送信する。認証装置は配信要求を受信した際に、あらかじめ登録してある利用者つまり被認証者の情報を読み出し、この情報から二次元コードを生成する。その後、認証装置は、生成した二次元コードを配信要求元の携帯電話機へ送信する。携帯電話機は表示部に二次元コードを表示する。店舗に設置されている端末装置のコードリーダに対して、二次元コードが表示された携帯電話機の表示部を利用者がかざすと、端末装置は、二次元コードを携帯電話機から読み取り、この二次元コードを基にして認証を行う。

30

【特許文献 1】特開 2006 - 40117 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、先に述べた認証装置を利用する確認方法には次の課題がある。利用者がサービス消費をするときには本人確認がないので、別人がサービス消費を行ってしまう、というリスクがある。また、チケットの予約などをして消費権限を取得したときには消費権限が利用者にあったが、その後、例えばクレジット会社に対する支払いが滞ったりすると、取得した消費権限を失うことがある。こうした場合でも、本人によってサービス消費が行われる、というリスクもある。

40

【0005】

この発明の目的は、前記の課題を解決し、サービス消費の権限が本人にあるかどうかを確認することを可能にする、サービス消費の確認システムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0009】

50

前記の課題を解決するために、請求項1の発明は、サービスを提供するサービス事業者  
に利用者が申し込んだサービスを確認するサービス消費の確認システムであって、前記利  
用者を認証する際に用いられる認証用データを前もって記憶し、前記利用者が識別情報  
を用いてサービスを申し込むと、該識別情報が適正であるときに、サービスの申し込みを前  
記サービス事業者から受け取ると、該申請データを記憶すると共に、該サービスを消費する直前に  
、該申請データを前記利用者の携帯端末に送信し、かつ、該サービスに関連する代金の支  
払い期日やクレジット会社から受信したクレジットカードが利用停止になった日付けを含  
む利用期限を関連情報として記憶する第1の処理手段と、サービス消費の際に前記携帯端  
末から申請データを読み取って前記第1の処理手段に送ると共に、前記携帯端末の所有者  
から認証用データを読み取って前記第1の処理手段に送る第2の処理手段と、を備え、前  
記第1の処理手段は、前記第2の処理手段から受け取った申請データと、記憶している申  
請データとを比較して認証を行い、かつ、前記関連情報を基にして申請データの利用期限  
の認証を行い、さらに、前記第2の処理手段から受け取った認証用データと、前もって記  
憶している認証用データとを比較して認証を行い、認証結果を前記第2の処理手段に送り  
、前記第2の処理手段は、前記第1の処理手段から受け取った認証結果を基にして、サー  
ビスが消費可能かどうかを判断することを特徴とするサービス消費の確認システムである  
。

10

## 【0010】

20

請求項1の発明では、第1の処理手段（認証装置）は、利用者が申し込んだサービスを  
表す申請データをサービス事業者から受け取ると、この申請データを記憶すると共に、サ  
ービスを消費する直前に、この申請データを利用者の携帯端末に送信する。また、第1の  
処理手段（認証装置）は、申請データをサービス事業者から受け取ると、サービスに関連  
する関連情報を記憶する。

## 【0011】

この後、利用者がサービス事業者に申し込んだサービスを使用して消費する際に、第2  
の処理手段（端末装置）は、携帯端末から申請データを読み取って第1の処理手段（認  
証装置）に送る。第1の処理手段（認証装置）は、第2の処理手段（端末装置）から受け取  
った申請データと、記憶している申請データとを比較して認証を行い、かつ、関連情報を  
基にして申請データの利用期限の認証を行い、第2の処理手段から受け取った認証用デー  
タと、前もって記憶している認証用データとを比較して認証を行う。第2の処理手段（端  
末装置）は、第1の処理手段（認証装置）から受け取った認証結果を基にして、サー  
ビスが消費可能かどうかを判断する。

30

## 【0013】

請求項2の発明は、請求項1に記載のサービス消費の確認システムにおいて、前記利  
用者を認証する際に用いられる認証用データは、該利用者の生体データであることを特徴と  
する。

40

## 【0014】

請求項3の発明は、請求項1または2のいずれか1項に記載のサービス消費の確認シ  
ステムにおいて、第1の処理手段は、前記サービス事業者から受け取った申請データを二  
次元コードに変換して記憶すると共に、該二次元コードの申請データを前記利用者の携  
帯端末に送信することを特徴とする。

## 【発明の効果】

## 【0019】

請求項1の発明によれば、識別情報による利用者の認証と、申請データおよびこの申請

50

データの関連情報による認証とのダブルチェックを行い、サービスの消費権限が本人にあるかどうか、サービス消費が可能かどうかを確認することを可能にする。

【 0 0 2 0 】

また、識別情報による利用者の認証と、申請データによる認証とのダブルチェックを行い、加えて、サービス消費のときに、利用者から取得した認証用データによって本人であるかどうかを確認するので、サービスの消費権限が本人にあるかどうか、サービス消費が可能かどうかを、さらに確実に確認することを可能にする。

【 0 0 2 1 】

請求項 2 の発明によれば、利用者を認証する際に用いられる認証用データとして、利用者の生体データを利用するので、パスワードのように他人に使用されることを防ぎ、別人がサービス消費を行ってしまう、というリスクを確実に防ぐことができる。

10

【 0 0 2 2 】

請求項 3 の発明によれば、サービス事業者から受け取った申請データを二次元コードに変換して記憶し、二次元コードの申請データを利用者の携帯端末に送信するので、申請データをパターンにして処理することを可能にする。

【発明を実施するための最良の形態】

20

【 0 0 2 5 】

次に、この発明の実施の形態について、図面を用いて詳しく説明する。

【 0 0 2 6 】

(実施の形態 1)

この実施の形態では、イベントのチケットの予約を例として説明する。このイベントには、前もってチケットを予約した応募者の中からイベント会場に所定の先着人数が参加できる。この実施の形態によるサービス消費の確認システムは、図 1 に示すように、端末装置 10、携帯端末 20、認証装置 30 およびサービス提供装置 40 を備えている。端末装置 10、携帯端末 20、認証装置 30 およびサービス提供装置 40 は通信網 100 に接続してデータ通信が可能な状態にある。通信網 100 は有線通信および無線通信を含むものである。

30

【 0 0 2 7 】

携帯端末 20 は利用者によって所持される携帯電話機や P A D ( P e r s o n a l D i g i t a l A s s i s t a n t s ) などである。携帯端末 20 は、図 2 に示すように、処理部 21、表示部 22、入力部 23、通信部 24 およびメモリ 25 を備えている。入力部 23 は、利用者によって操作されるキーを備えている。入力部 23 には、各種のデータが入力される。表示部 22 は液晶ディスプレイのような表示装置であり、処理部 21 の制御によって、入力部 23 に入力されたデータや、通信部 24 が受信したデータなど、各種のデータを表示する。通信部 24 は、処理部 21 の制御によって、通信網 100 とデータの送受信をする。メモリ 25 は処理部 21 の制御によってデータを記憶する。

40

【 0 0 2 8 】

処理部 21 は、携帯端末 20 に関する各種の制御を行う。特にこの実施の形態では、利用者が入力部 23 を操作してパスワードを入力すると、処理部 21 は、通信部 24 を制御して、このパスワードを認証装置 30 に送信する。また、通信網 100 を経て認証事業者の認証装置 30 から二次元コードを通信部 24 が受信すると、処理部 21 は、この二次元コードをメモリ 25 に記憶する。この後、二次元コードの読み出し指示が入力部 23 に入力されると、処理部 21 は、メモリ 25 から二次元コードを読み出し、表示部 22 を制御して二次元コードを表示部 22 に表示する。この実施の形態では、二次元コードには、チケットデータが認証事業者の認証装置 30 でコード化されている。この実施の形態では、チケットデータが申請データに該当する。なお、二次元コードの他にも、チケットデータ

50

のデータ長によっては、一次元コード（バーコード）も使用可能である。

【0029】

端末装置10は、サービス消費が行われる場所、この実施の形態では、イベント会場の窓口に設置されているコンピュータである。端末装置10は、処理部11、通信部12、表示部13、入力部14、二次元コード読み取り部15および生体情報読み取り部16を備えている。入力部14は、利用者によって操作されるキーを備えている。入力部14には、各種のデータが入力される。表示部13は液晶ディスプレイのような表示装置であり、処理部11の制御によって、入力部23に入力されたデータや、通信部12が受信したデータなど、各種のデータを表示する。通信部12は、処理部11の制御によって、通信網100とデータの送受信をする。

10

【0030】

二次元コード読み取り部15は、処理部11の制御によって動作し、二次元コードを読み取ってデータ化する装置である。この実施の形態では、二次元コード読み取り部15は、携帯端末20の表示部22に表示された二次元コードを読み取る。生体情報読み取り部16は、処理部11の制御によって動作し、利用者の所定の指の静脈（以下、「指静脈」という）のパターンを読み取ってデータ化する装置である。なお、生体情報としては、指静脈以外にも、指紋、瞳の虹彩などが利用可能である。

【0031】

処理部11は、端末装置10に関する各種の制御を行う。特に、この実施の形態では、二次元コード読み取り部15が読み取った二次元コードを、通信部12を制御して認証事業者の認証装置30に送信する。また、処理部11は、生体情報読み取り部16が読み取って生成した指静脈データを、通信部12を制御して認証装置30に送信する。さらに、処理部11は、認証装置30が送信した、指静脈データの認証結果と、二次元コードの認証結果とを通信部12から受信すると、受付処理を行う。処理部11は、受付処理を開始すると、受け取った認証結果を基にして、サービス消費が可能かどうかを判断する。つまり、2つの認証結果に含まれる顧客番号が一致したときに、サービス消費が可能であると判断し、それ以外はサービス消費が不可であると判断する。

20

【0032】

サービス提供装置40はチケットの予約を行うサービス事業者に設置されているコンピュータである。サービス提供装置40は、図3に示すように、処理部41と通信部42と管理データベース(DB)43を備えている。通信部42は、処理部41の制御によって、通信網100とデータの送受信をする。管理データベース43は、利用者によって予約されたチケットのデータを、チケットの管理テーブルに記録する。この管理テーブルの一例を図4に示す。この管理テーブルには、予約されたチケットのチケット番号と申し込みの年月日が記録されている。また、管理テーブルには、チケットを予約した利用者の氏名、住所、電話番号などが記録されている。

30

【0033】

認証事業者の認証装置30からの接続要求を通信部42が受信すると、処理部41はチケット発券処理を行う。処理部41は、チケット発券処理を開始すると、利用者の携帯端末20に通信部42を接続し、チケットの予約を行うための案内画面を、通信部42を制御して携帯端末20に表示する。処理部41は、この案内画面に対する操作結果である入力データを、携帯端末20から受信すると、この入力データを基にして、管理テーブルを更新し、新たなチケットデータを作成して、チケット発券処理を終了する。図4では、チケット番号「TK1001」のチケットに関するチケットデータが例示されている。

40

【0034】

処理部41は、チケット発券処理を終了すると送信処理を行う。処理部41は、送信処理を開始すると、管理テーブルに新たに作成したチケットデータを読み出し、認証事業者の認証装置30に送信して、送信処理を終了する。

【0035】

認証装置30は認証サービスを行う認証事業者に設置されているコンピュータである。

50

認証装置 30 は、処理部 31、二次元コード生成部 32、通信部 33、顧客データベース (DB) 34、生体データベース (DB) 35 および申請データベース (DB) 36 を備えている。通信部 33 は、処理部 31 の制御によって、通信網 100 とデータの送受信をする。二次元コード生成部 32 は、処理部 31 の制御によって、データを二次元コードに変換して、二次元コードを作成する。この実施の形態では、二次元コード生成部 32 はチケットデータを二次元コードに変換する。

【0036】

顧客データベース 34 は、認証事業者を利用する利用者である顧客のデータを顧客テーブルに記録している。この顧客テーブルの一例を図 5 に示す。この顧客テーブルには、利用者を識別するための顧客番号と、利用者の氏名、住所および電話番号などが記録されている。さらに、顧客テーブルには、認証事業者が利用者に対して発行したパスワードが記録されている。図 5 では、顧客番号「A0001」の利用者に関するデータが例示されている。

10

【0037】

生体データベース 35 は、利用者を確認するための指静脈のパターンを、指静脈テーブルに記録している。この指静脈テーブルの一例を図 6 に示す。この指静脈テーブルには、顧客番号と共に指静脈のパターンが記録されている。図 6 では、顧客番号「A0001」の指静脈データが例示されている。

【0038】

申請データベース 36 は、サービス事業者が発行したチケットを申請テーブルに記録している。この申請テーブルの一例を図 7 に示す。この申請テーブルには、チケットデータから作成された二次元コードが、チケットデータを受信した日付けである受け付け年月日と共に記録されている。図 7 では、顧客番号「A0001」のデータが例示されている。

20

【0039】

処理部 31 は、通信部 33 を経て、利用者の携帯端末 20 からパスワードを受信すると、第 1 の認証処理を行う。処理部 31 は、第 1 の認証処理を開始すると、顧客データベース 34 の顧客テーブル (図 5) を参照して、携帯端末 20 から受け取ったパスワードが顧客テーブルにあるかどうかを調べることにより、パスワードによる個人認証を行う。個人認証が終了すると、処理部 31 は、通信部 33 を制御して認証結果を携帯端末 20 に送信し、第 1 の認証処理を終了する。

30

【0040】

第 1 の認証処理による本人確認が適正であると、処理部 31 は次の画面表示処理を行う。処理部 31 は、画面表示処理を開始すると、このパスワードを送信した携帯端末 20 に、図 8 に示すメニュー画面を表示するためのデータを、通信部 33 を制御して送信する。この後、メニュー画面に表示された項目の選択結果を表す選択データを携帯端末 20 から受信すると、この選択データに応じたサービス事業者を選び出し、選出したサービス事業者のサービス提供装置 40 に対して携帯端末 20 を接続するための接続要求を送信し、画面表示処理を終了する。

【0041】

画面表示処理が終了した後、処理部 31 は、通信部 33 を経て、サービス事業者のサービス提供装置 40 からチケットデータを受信すると、登録処理を行う。処理部 31 は、登録処理を開始すると、受信したチケットデータに含まれる氏名、住所、電話番号などを利用して顧客データベース 34 の顧客テーブル (図 5) を参照し、該当する顧客の顧客番号を抽出する。この後、処理部 31 は、二次元コード生成部 32 を制御して、チケットデータの二次元コードを生成し、生成した二次元コードを顧客番号と共に申請テーブル (図 7) に記録し、登録処理を終了する。

40

【0042】

登録処理が終了すると、処理部 31 は、作成した二次元コードを直ちに携帯端末 20 に送信する。

【0043】

50

この後、処理部 3 1 は、通信部 3 3 を経て、端末装置 1 0 から指静脈データと二次元コードを受信すると、第 2 の認証処理を行う。処理部 3 1 は、第 2 の認証処理を開始すると、受信した指静脈データと、生体データベース 3 5 の指静脈テーブル（図 6）とを照合し、受信した指静脈データが表すパターンが一致した場合に、この一致したパターンの顧客番号を読み出して指静脈データの認証結果とする。また、一致したパターンがない場合には、指静脈データの不一致を表すメッセージを作成して指静脈データの認証結果とする。同様に、受信した二次元コードと、申請データベース 3 6 の申請テーブル（図 7）とを照合し、受信した二次元コードが表すパターンが一致した場合に、この二次元コードの顧客番号を読み出して二次元コードの認証結果とする。また、一致した二次元コードがない場合には二次元コードの不一致を表すメッセージを作成して二次元コードの認証結果とし、第 2 の認証処理を終了する。

10

【 0 0 4 4 】

こうして認証結果を作成すると、処理部 3 1 は、通信部 3 3 を制御して、作成した認証結果を端末装置 1 0 に送信する。

【 0 0 4 5 】

次に、この実施の形態によるサービス消費の確認システムを用いたサービス消費の確認方法について説明する。サービス消費の確認システムを利用する利用者は、あらかじめ認証事業者にサービス利用の登録を行っておく。これにより、利用者は認証事業者からパスワードを受け取る。

【 0 0 4 6 】

20

ところで、チケットを予約した応募者の中から所定の先着人数が参加できるイベントに利用者が応募しようとする、利用者は携帯端末 2 0 を操作して認証事業者の認証装置 3 0 に接続し、携帯端末 2 0 にパスワードを入力する。この後、図 9 に示すように、認証装置 3 0 は、携帯端末 2 0 からパスワードを受け取ると（ステップ S 1）、第 1 の認証処理を行い（ステップ S 2）、パスワードによる本人確認を行う。この後、認証装置 3 0 は認証結果を携帯端末 2 0 に送る（ステップ S 3）。携帯端末 2 0 は認証結果を受信すると、この認証結果を表示して、認証結果を利用者に通知する。

【 0 0 4 7 】

第 1 の認証処理で本人確認が適正であると判明すると、認証装置 3 0 は画面表示処理を行う（ステップ S 4）。この画面表示処理により、携帯端末 2 0 にはメニュー画面（図 8）が表示される。メニュー画面（図 8）から選択された項目、この実施の形態ではチケット予約が選択されて選択データを受け取ると、認証装置 3 0 は選択された項目に該当するサービス事業者のサービス提供装置 4 0 に接続要求を出し、携帯端末 2 0 をサービス提供装置 4 0 に接続する。

30

【 0 0 4 8 】

携帯端末 2 0 がサービス提供装置 4 0 に接続されると、サービス提供装置 4 0 はチケット発券処理を行う（ステップ S 5）。このチケット発券処理により、携帯端末 2 0 には案内画面が表示される。サービス提供装置 4 0 は、案内画面に対する入力データを携帯端末 2 0 から受信すると、この入力データを基にしてチケットデータを作成し、作成したチケットデータを認証事業者の認証装置 3 0 に送信する（ステップ S 6）。

40

【 0 0 4 9 】

認証装置 3 0 は、チケットデータを受信すると登録処理を行う（ステップ S 7）。この登録処理により、認証装置 3 0 は、チケットデータの二次元コードを作成し、この二次元コードを申請データベース 3 6 に登録すると共に、この二次元コードを携帯端末 2 0 に直ちに送信する（ステップ S 8）。携帯端末 2 0 は、二次元コードを受信すると、この二次元コードを保存する。

【 0 0 5 0 】

こうして、携帯端末 2 0 にパスワードを入力してから、二次元コードを受信するまでの一連の処理が終了する。この一連の処理では、パスワードによる本人確認やチケットの予約が行われる。

50

## 【 0 0 5 1 】

ところで、イベントの当日になると、応募者でもある利用者は携帯端末 2 0 を持ってイベント会場に行く。イベント会場では、利用者は携帯端末 2 0 を操作して二次元コードを読み出し、この二次元コードを携帯端末 2 0 に表示させる。そして、図 1 0 に示すように、イベント会場に設置されている端末装置 1 0 に携帯端末 2 0 の二次元コードを読み取らせる（ステップ S 2 1）。また、利用者は指静脈を端末装置 1 0 に読み取らせる（ステップ S 2 2）。この後、端末装置 1 0 は読み取った二次元コードと指静脈を認証事業者の認証装置 3 0 に送信する（ステップ S 2 3）。

## 【 0 0 5 2 】

認証装置 3 0 は二次元コードと指静脈を受け取ると、第 2 の認証処理を行う（ステップ S 2 4）。第 2 の認証処理により、認証装置 3 0 は、受信した指静脈データと、生体データベース 3 5 の指静脈テーブル（図 6）とが一致した場合に、この一致したパターンの顧客番号を指静脈データの認証結果とする。一致したパターンがない場合には、指静脈データの不一致を表すメッセージを認証結果とする。同様にして、受信した二次元コードと、申請データベース 3 6 に記憶されている申請テーブル（図 7）の二次元コードとが一致した場合に、この一致した二次元コードの顧客番号を読み出して指静脈データの認証結果とする。一致した二次元コードがない場合には二次元コードの不一致を表すメッセージを認証結果とする。

10

## 【 0 0 5 3 】

第 2 の認証処理が終了すると、認証装置 3 0 は認証結果をサービス消費場所の端末装置 1 0 に送信する（ステップ S 2 5）。端末装置 1 0 は、認証結果を受信すると受付処理を行い（ステップ S 2 6）、受け取った認証結果を基にして、サービス消費が可能であるかどうかを判断する。

20

## 【 0 0 5 4 】

こうして、二次元コードと指静脈の読み取り後、サービス消費が可能であるかどうかを決めるまでの一連の処理が終了する。この一連の処理では、二次元コードと指静脈とにより、本人確認と、チケットが本人のものであるかどうかの確認とが行われる。

## 【 0 0 5 5 】

なお、ステップ S 2 6 の受付処理でサービス消費が可能であると判明した場合、図示を省略しているが、サービス消費場所では、受付人数が所定数に満たないとき、端末装置 1 0 は利用者を入場させるための処理を行い、利用者に入場券を発行し、それ以外はサービス消費を停止する。

30

## 【 0 0 5 6 】

こうして、この実施の形態によれば、チケットを予約する際には、パスワードによる本人確認が行われる。また、予約したチケットを使用する際には、二次元コードおよび指静脈の認証により本人確認が行われ、かつ、二次元コードの認証によりチケットが本人のものであるかどうかの確認が行われる。つまり、サービス消費に関するダブルチェックにより、サービス消費の権限（予約チケットの使用）が本人にあるかどうかを、確実に確認することを可能にする。また、この実施の形態では、予約が終了すると、二次元コードが直ちに携帯端末 2 0 に送信されるので、その場で利用者がチケットの予約ができたかどうかを確認することができる。

40

## 【 0 0 5 7 】

（実施の形態 2）

この発明の実施の形態 2 について、図面を用いて詳しく説明する。この実施の形態では、コンサートチケットの予約販売を例として説明する。この実施の形態によるサービス消費の確認システムは、図 1 1 に示すように、端末装置 1 0、携帯端末 2 0、認証装置 3 0、サービス提供装置 4 0 および管理装置 5 0 を備えている。なお、この実施の形態では、先に説明した実施の形態 1 と同一もしくは同一と見なされる構成要素には、それと同じ参照符号を付けて、その説明を省略する。

## 【 0 0 5 8 】

50

管理装置 50 は、金融機関、この実施の形態ではクレジット会社に設置されたコンピュータである。管理装置 50 は、利用者の支払い状況や、クレジットカードの利用状況などを管理する。管理装置 50 は、通信網 100 とデータの送受信をする機能を持つ。

【0059】

この実施の形態によるサービス提供装置 40 の管理データベース 43 は、申込者によって予約されたコンサートチケットのデータを、コンサートチケットの管理テーブルに記録する。この管理テーブルの一例を図 12 に示す。この管理テーブルには、予約されたコンサートチケットのチケット番号と申し込みの年月日が記録されている。また、管理テーブルには、コンサートチケットを予約した申込者の氏名、住所、電話番号が記録されている。さらに、管理テーブルには、コンサートチケットの代金の支払方法が記録されている。図 12 では、チケット番号「TK2001」のチケットに関するチケットデータが例示されている。

10

【0060】

処理部 41 は、認証装置 30 から接続要求を通信部 42 が受信すると、チケット発券処理を行う。このチケット発券処理により、処理部 41 は、携帯端末 20 から受け取ったチケットデータを基にして管理テーブル（図 4）を更新し、新たなチケットデータを作成してチケット発券処理を終了する。

【0061】

チケット発券処理が終了すると、サービス事業者がクレジット会社のサービス提供装置 40 に対して、予約販売をしたコンサートチケットの支払依頼を行う。この支払依頼は、サービス事業者の担当者がクレジット会社の担当者と直接行ってもよく、また、サービス提供装置 40 と管理装置 50 によって行うようにしてもよい。

20

【0062】

さらに、サービス提供装置 40 の処理部 41 は、クレジット会社から、キャッシュカードの状況を知らせるカード状況を受け取ると、通信部 42 を制御して、このカード状況を認証事業者の認証装置 30 に送信する。カード状況は、キャッシュカードの利用不可や、利用不可になった日付けなどを知らせる。

【0063】

認証装置 30 の申請データベース 36 は、サービス事業者が予約販売したコンサートチケットを申請テーブルに記録している。この申請テーブルの一例を図 13 に示す。この申請テーブルには、チケットデータを基にして処理部 31 により記録された二次元コードが、チケットデータを受信した日付けである受け付け年月日と共に記録されている。さらに、この申請テーブルには、コンサートチケットの利用期限が記録されている。利用期限は、処理部 31 が生成した二次元コードの有効な日付けであり、チケットデータと共にサービス提供装置 40 から受け取ったデータである。利用期限としては、コンサートチケットの代金の支払い期日やコンサート当日がある。また、クレジット会社から受信したカード利用状況を基にして、クレジットカードが利用停止になった日付けでもよい。

30

【0064】

登録処理が終了した後、もし、サービス事業者のサービス提供装置 40 からカード状況を通信部 33 が受信すると、処理部 31 は、カード状況の内容に応じて申請データベース 36 の申請テーブル（図 13）を更新する。つまり、先に述べたように、クレジットカードが使用不可であると、処理部 31 は、クレジットカードが使用不可になった日付けを申請テーブル（図 13）に記録する。

40

【0065】

実施の形態 1 では登録処理が終了すると、処理部 31 は、作成した二次元コードを直ちに携帯端末 20 に送信した。しかし、この実施の形態では、サービス消費の直前、つまり二次元コードの消費の直前として例えばコンサート当日になると、処理部 31 は、申請データベース 36 の申請テーブル（図 13）から二次元コードを読み出して携帯端末 20 に送信する。

【0066】

50

処理部 31 は、通信部 33 を経て、端末装置 10 から指静脈データと二次元コードを受信すると、第 2 の認証処理を行う。処理部 31 は、第 2 の認証処理を開始すると、実施の形態 1 と同様にして認証結果を生成する。さらに、処理部 31 は、二次元コードを受信した日付けと、申請データベース 36 の申請テーブル（図 13）の利用期限とを比較し、受信した日付けが利用期限を過ぎているかどうかを判断して、期限確認を行う。処理部 31 は、受信した日付けが利用期限内であると、二次元コードの消費可を確認結果とする。また、受信した日付けが利用期限を過ぎていると、二次元コードの消費不可を確認結果として、第 2 の認証処理を終了する。

【0067】

次に、この実施の形態によるサービス消費の確認システムを用いたサービス消費の確認方法について、図 14 を用いて説明する。なお、図 14 では、先の図 9 と同一もしくは同一と見なされる処理には、それと同じ参照符号を付けて、その説明を省略する。サービス事業者のサービス提供装置 40 は、ステップ S5 のチケット発券処理が終了した後、クレジット会社の管理装置 50 に対してコンサートチケットの代金の支払い依頼をする（ステップ S8）。

【0068】

一方、認証装置 30 は、ステップ S7 の登録処理が終了すると、コンサート当日になるまで、時間経過を待つ。この間に、サービス提供装置 40 は、クレジット会社の管理装置 50 からカード状況を受信すると（ステップ S9）、このカード状況を認証事業者の認証装置 30 に送信する（ステップ S10）。このとき、クレジットカードが使用不可であると、認証装置 30 は、クレジットカードが利用不可になった日付けを申請データベース 36 の申請テーブル（図 13）に記録する。

【0069】

コンサート当日の様子を図 15 を用いて説明する。なお、図 15 では、先の図 10 と同一もしくは同一と見なされる処理には、それと同じ参照符号を付けて、その説明を省略する。コンサート当日になると、認証事業者の認証装置 30 は、申請データベース 36 の申請テーブル（図 13）から二次元コードを読み出し、この二次元コードを携帯端末 20 に送信する（ステップ S20）。この後は実施の形態 1 と同様の処理が行われるが、ステップ S24 の第 2 の認証処理で、処理部 31 は、二次元コードを受信した日付けと、申請データベース 36 の申請テーブル（図 13）の利用期限とを比較して期限確認を行う。処理部 31 は、受信した日付けが利用期限内であると、二次元コードの消費可を確認結果とする。また、受信した日付けが利用期限を過ぎていると、二次元コードの消費不可を確認結果とする。

【0070】

こうして、この実施の形態によれば、チケットを予約する際には、パスワードによる本人確認が行われる。また、予約したチケットを使用する際には、二次元コードと指静脈により、本人確認が行われ、かつ、チケットが本人のものであるかどうかの確認が行われる。つまり、ダブルチェックにより、サービス消費の権限（予約チケットの使用）が本人にあるかどうかを、確実に確認することを可能にする。さらに、二次元コードの消費直前に、この二次元コードを携帯端末 20 に送信するので、二次元コードの消費直前まで更新される、認証装置 30 の最新の申請テーブル（図 13）を用いて、二次元コードの利用期限を確認することができる。これにより、チケットの予約をしたとき、つまり、二次元コードを作成したときには利用者にこの二次元コードの消費権限があったが、二次元コードの消費時には権限がなくなった場合に、本人により二次元コードが消費されてしまう、というリスクを回避することができる。

【0071】

以上、この発明の各実施の形態を詳述してきたが、具体的な構成は各実施の形態に限られるものではなく、この発明の要旨を逸脱しない範囲の設計の変更等があっても、この発明に含まれる。例えば、サービス消費の場所で本人認証を必要とするものには、この発明

10

20

30

40

50

が適用可能である。つまり、先の図 8 に示すように、航空機・鉄道チケット予約、…、受験申請などにこの発明が適用可能である。

【図面の簡単な説明】

【0072】

【図 1】この発明の実施の形態 1 によるサービス消費の確認システムを示す構成図である。

【図 2】図 1 の端末装置および携帯端末を示す構成図である。

【図 3】図 1 の認証装置およびサービス提供装置を示す構成図である。

【図 4】管理テーブルの一例を示す図である。

【図 5】顧客テーブルの一例を示す図である。

10

【図 6】指静脈テーブルの一例を示す図である。

【図 7】申請テーブルの一例を示す図である。

【図 8】メニュー画面の一例を示す図である。

【図 9】サービス消費の確認方法を説明するためのシーケンス図である。

【図 10】サービス消費の確認方法を説明するためのシーケンス図である。

【図 11】この発明の実施の形態 2 によるサービス消費の確認システムを示す構成図である。

【図 12】実施の形態 2 で用いられる管理テーブルの一例を示す図である。

【図 13】実施の形態 2 で用いられる申請テーブルの一例を示す図である。

【図 14】実施の形態 2 によるサービス消費の確認方法を説明するためのシーケンス図である。

20

【図 15】実施の形態 2 によるサービス消費の確認方法を説明するためのシーケンス図である。

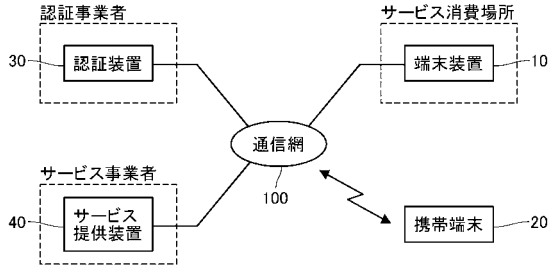
【符号の説明】

【0073】

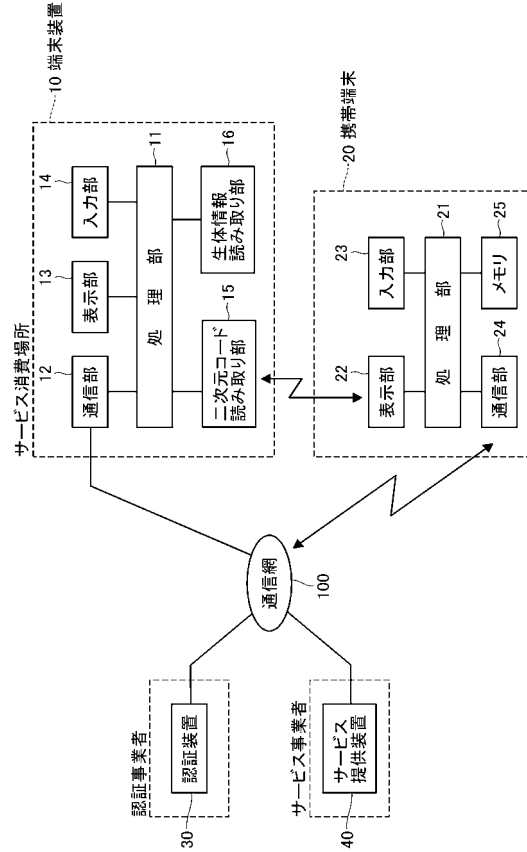
- 10 端末装置（第 2 の処理手段）
- 20 携帯端末
- 30 認証装置（第 1 の処理手段）
- 40 サービス提供装置
- 50 管理装置

30

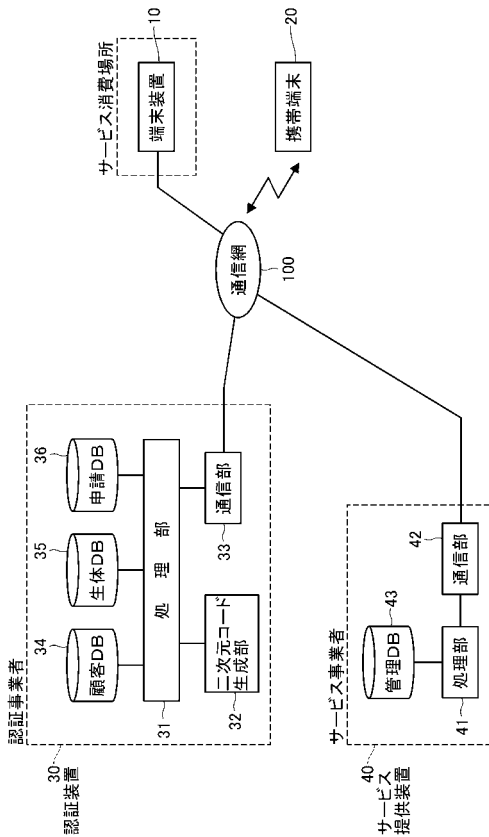
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

管理テーブル

チケット番号	申し込み年月日	氏名	住所	電話番号	...
TK1001	200△年12月1日	△△△△	△△県△△市 △△1-1-1	090-1234 -5678	
...					

【図5】

顧客テーブル

顧客番号	氏名	住所	電話番号	パスワード	...
A0001	△△△△	△△県△△市 △△1-2-3	090-1234 -5678	1234	
...					

【図6】

指静脈テーブル

顧客番号	パターン
A0001	
...	...

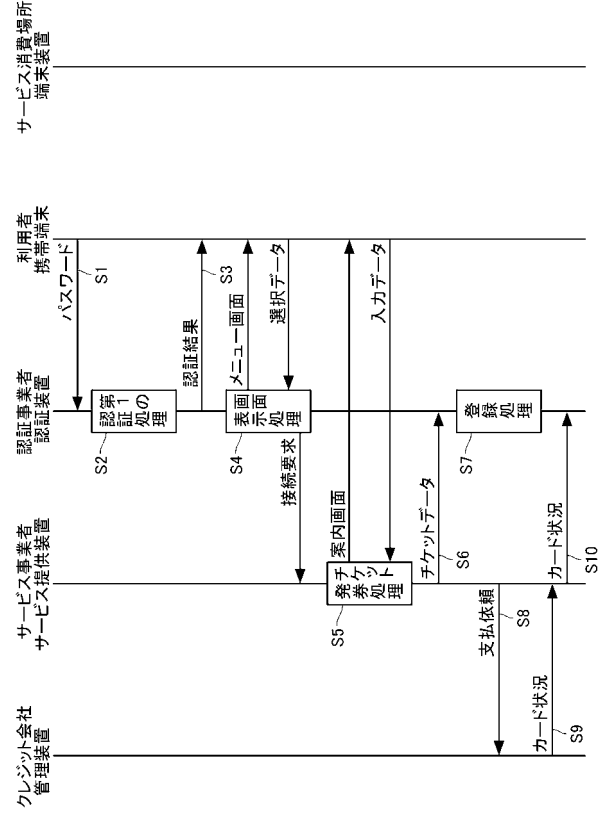


【図13】

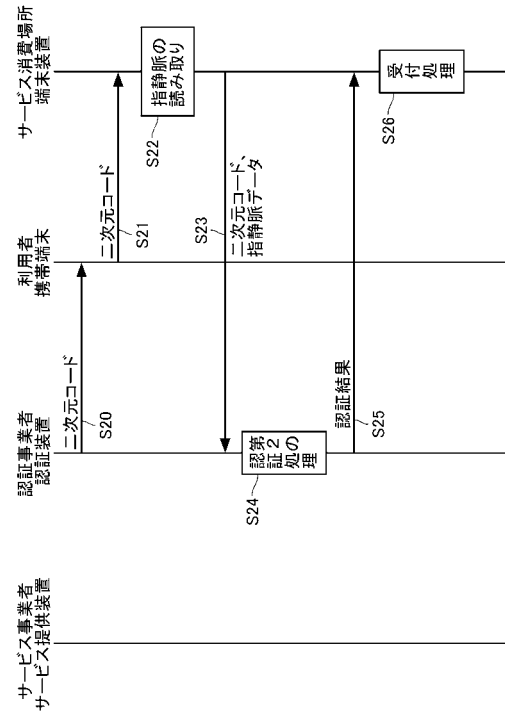
申請テーブル

識別番号	受け付け年月日	二次元コード	利用期限	...
A0001	200△年 12月1日		200△年 12月20日	
...				

【図14】



【図15】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2006-048390(JP,A)  
特開2002-183360(JP,A)  
特開2006-293819(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G06Q 10/00 - 50/34